

## 第6章 宮田村成年後見制度利用促進基本計画

### 第1節 はじめに

#### (1) 計画の策定意義

成年後見制度は認知症や知的障がい・精神障がい等により判断能力が十分でない人が、成年後見人等を選任することにより財産管理や権利の保護などを行うための制度です。選任された成年後見人等が、本人に代わって生活に必要な契約を結んだり不動産や預貯金等の管理を行ったりすることで、法律的な支援を提供します。

ひとり暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯など周囲の支援を必要とする人が増加する社会背景の中で、財産管理や日常生活において支障を抱える村民への権利擁護支援の必要性は、今後も高まり続けていきます。そのため、地域社会全体で困りごとを抱える人を支えるための取組が重要ですが、全国的に見ても利用が必要な人に、成年後見制度が十分につながっていない状況が続いています。

このような中で国は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成 28（2016）年 4 月に公布し、同年 5 月に施行しました。本法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしており、平成 29（2017）年 3 月には「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しています。また「市町村の講ずる措置」として、「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定める」ことが努力義務とされています。

こうした国の動向等を踏まえて、宮田村において成年後見制度を必要とする人が適切に制度の利用につながり、その人の権利が守られる地域づくりを目指して、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、本計画を策定することとします。

#### (2) 計画の位置付け

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「促進法」という。）第 23 条第 1 項において市町村は国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めることとされています。この計画は「促進法」における「市町村計画」として位置付けられるものです。

本計画は村の最上位計画である「宮田村総合計画」との整合性を図るとともに、「第 8 期宮田村老人保健福祉計画・介護保険事業計画」と一体的に策定したものであり、また、「第 2 期宮田村障がい者福祉計画」等とも整合性を図っています。

#### (3) 計画期間

本計画の計画期間は令和 3（2021）年度から令和 8（2026）年度までの 6 年間とします。中間年度となる令和 5（2023）年度においては、計画の中間見直しを行うものとします。

## 第2節 成年後見制度 に関する村の現状

### (1) 高齢者と障がい者の状況

#### 1. 高齢者の状況

宮田村の高齢者人口は年々増加しており令和2年（2020年）で人 総人口に占める割合は29.7%となっています。

また、後期高齢者人口も増加傾向にあり1,445人となっています。これに合わせて要支援・要介護認定者数も増加しており令和元年（2020年3月末日現在）で345人となっています。

宮田村の認知症高齢者は、令和2年9月1日時点で要介護（支援）認定の際の医師の意見書の「認知症高齢者の日常生活自立度」の記載が、「Ⅱ」以上の高齢者は、82人で高齢者に占める割合は3.2%、「Ⅲ」以上の高齢者は、132人で高齢者に占める割合は5.1%となっています。

【前期高齢者数及び後期高齢者数の推移】

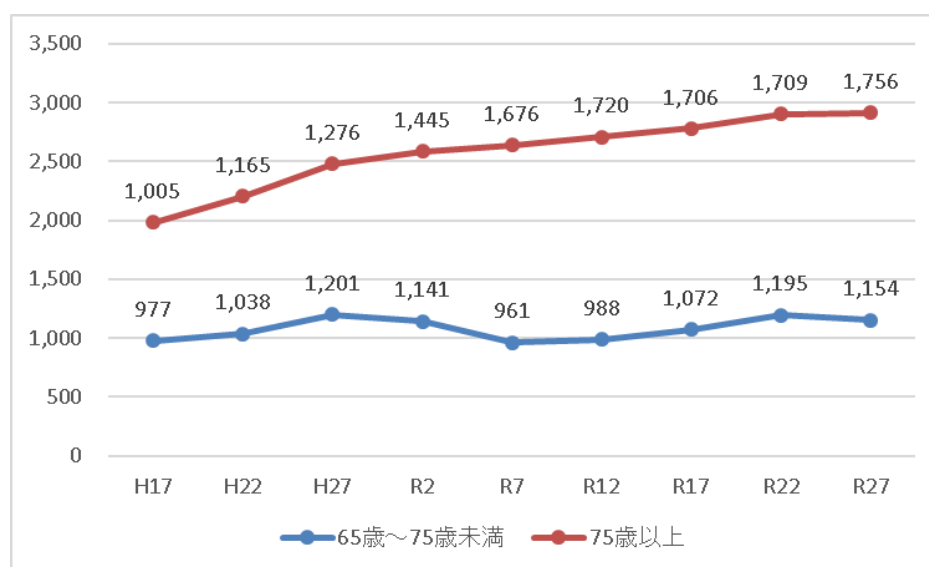
（単位：人）

	H17	H22	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27
65歳～75歳未満	977	1,038	1,201	1,141	961	988	1,072	1,195	1,154
75歳以上	1,005	1,165	1,276	1,445	1,676	1,720	1,706	1,709	1,756

（出典）

2000年～2015年まで：総務省「国勢調査」

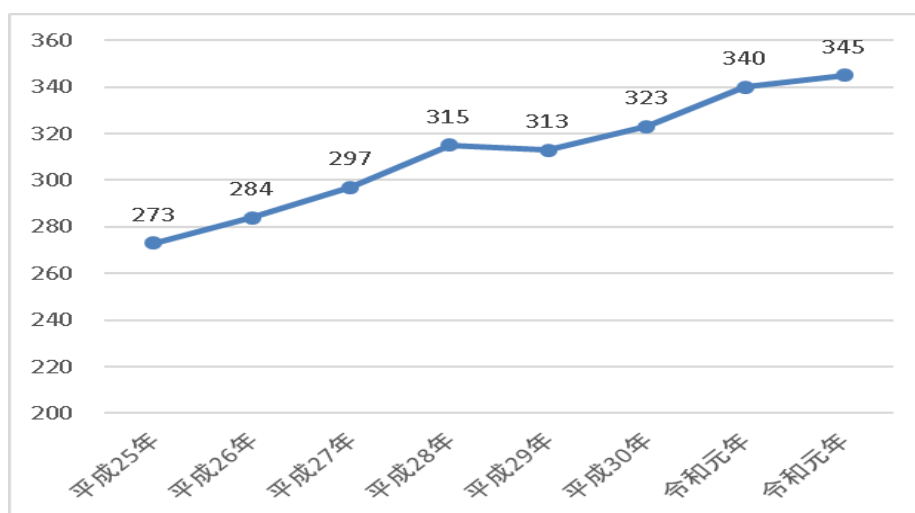
2020年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」



【高齢者数と認定者数の推移】（年度末の状況）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和元年
認定者数（人）	273	284	297	315	313	323	340	345
認定率（％）	11.7	11.8	12.0	12.4	12.2	12.5	13.1	13.2

（出典）平成 24 年度から平成 30 年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元年度：「介護保険事業状況報告（3 月月報）」、令和 2 年度：直近の「介護保険事業状況報告（月報）」



【認知症高齢者の日常生活自立度】

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
II a	家庭外で上記IIの状態が見られる。
II b	家庭内でも上記内IIの状態が見られる。
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
V	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

2. 障がい者の状況

療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあります。

18歳以上の療育手帳所持者は「軽度」の認定者が多いほか、精神障害者保健福祉手帳の所持者のうち軽度の所持者が年々増加しています。

【療育手帳所持者数の推移】

(単位：人)

	H29年度			H30年度			R元年度		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
重度	4	7	11	4	7	11	4	6	10
中度	5	28	33	4	29	33	3	28	31
軽度	7	26	33	9	28	37	10	30	40
合計	16	61	77	17	64	81	17	64	81

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

(単位：人)

	H29年度	H30年度	R元年度
1級	45	52	54
2級	42	40	49
3級	5	4	5
合計	92	96	108

【障害等級と障がいの程度】

障害等級	障がいの程度
1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の者
2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の者
3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度の者

(2)成年後見制度の利用状況

本村の成年後見制度の利用件数の内訳は、後見がもっとも多い状況となっていますが、認知症高齢者や障がい者が増加傾向であるものの、制度利用者数の伸びは停滞している状況にあります。

社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」の利用者数は、元々利用者数が少ない状況ですが、微増の傾向にあります。今後も対象者の増加が見込まれることから、今後、関係機関の連携を図ることにより制度の利用促進、利用者数の増加につなげることができると考えられます。

【成年後見制度類型別利用者数】

(単位：件)

後見	保佐	補助	任意後見	合計
15	4	2	0	21

- 1) 成年後見制度の利用者（以下「利用者」という。）とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。
- 2) 本資料は、作成時点（令和元年 10 月 31 日時点）で長野家庭裁判所（管内支部を含む。）が管理している利用者数を集計したものであるが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。

【日常生活自立支援制度利用者数の推移】

(単位：人)

	H29年度	H30年度	R元年度
利用者数	1	1	2

出展：宮田村社会福祉協議会事業報告書

**(3)制度利用における相談支援状況**

村民からの窓口相談や介護保険サービス事業所、障がい福祉サービス事業所、家庭裁判所からの紹介での相談支援を適宜実施しています。相談件数については、横ばいで推移していますが、今後はニーズの増大に伴い利用促進の必要性が高まっていくと予想されます。

【相談件数の推移】

(単位：件)

	H29年度	H30年度	R元年度
相談件数	4	5	5

**(4)村長申立て件数の推移**

制度利用が必要な場合でありながらも親族の協力等を得られない人などに対し、適正に村長申立てを実施しています。審査会にて申立ての適否、助成の必要性等の申立てに関する支援等を審査し権利擁護に努めています。

### 【村長申し立て数の推移】

(単位：件)

	H29年度	H30年度	R元年度
利用者	0	0	0

## (5)成年後見人利用者の助成

本村では「宮田村成年後見制度利用支援事業実施要綱」に則り、申立て費用と後見人等報酬の助成を行える体制を整備しています。これまでに 後見人等報酬助成の執行実績はありませんが 申立て費用等については 村長申し立ての際に利用し スムーズな申立てにつなげています。今後も 低所得者を担当する後見人等からの相談には 適切に助成支援を行っていきます。

### 【報酬助成件数の推移】

(単位：件)

	H29年度	H30年度	R元年度
申立て費用等	0	0	0
後見等報酬助成	0	0	0

## 第3節 成年後見制度の利用促進における基本的な認識

### (1)宮田村における成年後見制度の課題

本村における成年後見制度利用の課題を以下のようにまとめました。

#### 1. 成年後見制度の周知不足

村では、毎年情報紙「地域包括支援センターだより」や村広報で、成年後見制度の周知を行っていますが、まだ十分に知られている状況ではないと思われます。

今後さらに認知度を高めるために、村民や事業所等に対して成年後見制度の正しい理解の促進を図るため、制度について更なる周知が必要です。

#### 2. 相談先の周知不足と相談体制の未整備

本人や親族・事業所等が 制度利用を希望したり 制度について知りたいと思ったりした時に、身近な場で気軽に相談できる機関の存在が重要であるため、村と法テラス等と連携した相談体制を強化するとともに、相談に対する周知をしていく必要があります。

#### 3. 制度の利用につなげるための支援体制の不足

制度利用を希望した本人や親族が実際に申し立てを行え、制度利用につなげていけるよう支援していく必要があります。

そのため制度の内容や説明の難しさから 利用を断念することがないように相談機能

を強化し、申立て支援の実施や、後見人等への報酬支払いが困難な時には宮田村成年後見制度利用支援事業の利用や、法人後見を検討できるなど、現在の支援体制を更に整備した上で、支援体制そのものを本人・親族・支援者・関係機関等に周知していく必要があります。

#### 4. 地域連携ネットワークの未構築

成年後見制度の利用を必要とする人は日常生活自立支援事業と対象者が重なっているほか、消費者被害や虐待等の権利侵害に、既に遭遇している可能性が考えられることから 成年後見制度を含む権利擁護の視点が非常に重要です。

制度利用が必要な人を把握し適切に相談機関等につなげていくためにはこれら権利擁護に関わる保健・医療・介護・福祉・司法・行政等の関係機関や関係者等の地域連携ネットワークの構築が必要となります。そのため、このネットワーク機能を強化し制度利用が必要な対象者の把握、相談、制度利用等を総合的に支援していくために、一体的な機能を担う機関の設置が非常に重要となります。

身近な相談先としての機能を持つ村及び社会福祉協議会の連携強化を柱としたネットワークづくりが喫緊の課題となっています。

### 第4節 基本方針と基本目標

#### (1)本計画が目指す村の姿

本村における成年後見制度利用の促進に向けた課題を踏まえ、本計画が目指す村の姿を以下のように定めます。

##### ■本計画が目指す村の姿■

認知症や知的障がい精神障がいなどにより判断能力が十分でなくとも、住み慣れた地域で誰もが自分らしく暮らしていけるように、人間としての尊厳が十分に保持され、自分の意思が尊重され、一人ひとりの笑顔と幸せと最善の利益のために成年後見制度を含めた権利擁護のための必要な支援体制の構築を推進します。

#### (2)基本目標と今後の取組

##### 基本目標1 成年後見制度の周知と相談機能の強化

権利擁護のための身近な制度となるように、成年後見制度の周知に取り組んでいく必要があります。

また、後見ニーズのある対象者を早期に把握することによって、権利侵害の未然防止及び重度化防止のために制度利用につなげていくことが重要となります。

利用を希望する人や家族利用につなげていきたい人の支援者が、身近な場で気軽に相談しやすい体制を構築するために、法テラス等と連携した相談体制を強化し、高齢者も

障がい者も問わず、誰もが制度の利用に容易につながるができるように取り組んでいきます。

■主な取組 ■

<p>成年後見制度の普及・啓発</p>	<p>村民に対しては広報紙や権利擁護相談会等を通し、関係機関等にはポスターやチラシ等配布・掲示 及び、出前講座等開催を通し、制度の普及・啓発を行います。</p> <p>本人用説明チラシなどを対象者が理解しやすいよう作成します。</p>
<p>後見ニーズのある村民の早期把握・発見</p>	<p>高齢者は、地域包括支援センターの活動から対象者を発見 するほか、介護予防事業や民生委員情報等からも把握します。</p> <p>障がい者は、障がい福祉に関わる事業所等での一般相談等から把握します。</p> <p>社会福祉協議会などの権利擁護に係る関係機関とは定期的に連絡会を開催し、日常生活自立支援事業からの移行者や、消費生活センターからの消費者被害の情報を通して早期に把握します。</p>
<p>成年後見制度の相談機能強化</p>	<p>村は、身近な相談窓口として、村民、ケアマネジャー、介護・障がいサービス事業所、医療機関、金融機関等からの相談を受ける体制とします。</p>

**基本目標2 利用しやすく、利用者がメリットを実感できる制度の運用**

利用者やその家族が制度のメリットを実感できるように、チラシを作成し利用につなげられるように支援します。

また、気軽に相談できる体制を整備し、制度の説明から申立て支援、後見人等支援や報酬助成等を適切に行い、利用促進を図ります。

■主な取組 ■

<p>本人・親族への申立て支援の実施</p>	<p>村は、本人や親族に対し申立て支援を行います。困難ケースや村長申立てとなるケースについても対応します。</p> <p>また、本人に判断能力の低下があり親族等もいない場合には、村長が家庭裁判所への申立てを適切に行います。</p>
<p>村長申立ての実施</p>	<p>介護サービス事業所障がい者の相談支援事業所等に対し、村長申立ての必要があるケースについて村へ</p>



	<p>の相談を促します。</p> <p>また、困難事例に係る地域ケア個別会議等や高齢者及び障がい者虐待、消費者被害等のケースから関係機関と連携し対象者を把握します。</p>
低所得者等への助成支援の実施	低所得等で制度利用における申立て経費や、後見人等報酬の支払いが困難な場合には経費・報酬の助成を適切に行います。
身上保護の視点を重視した受任者調整の実施	本人の生活状況等を勘案し、必要に応じて協議を行い、家庭裁判所と連携を図りながら後見人等候補人を推薦できる体制の整備を検討します。
意思表示が困難な方の意思決定支援の実施	判断能力の低下した人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送ることを目指すべく、意思表示が困難な人に対して、意思決定支援体制の構築を検討していきます。
後見人等の多様な人材育成	上伊那成年後見センターと連携を図り、後見人等の多様な人材育成を実施し 人材の確保に努めていきます。

### 基本目標3 地域連携ネットワークの構築

権利擁護の必要な人を早期に発見し利用につなげるためには周囲の関係者や関係機関等が連携しネットワークを構築する必要があります。

また、利用者を中心としたチームを形成し、ネットワーク全体で支援していくことが重要です。

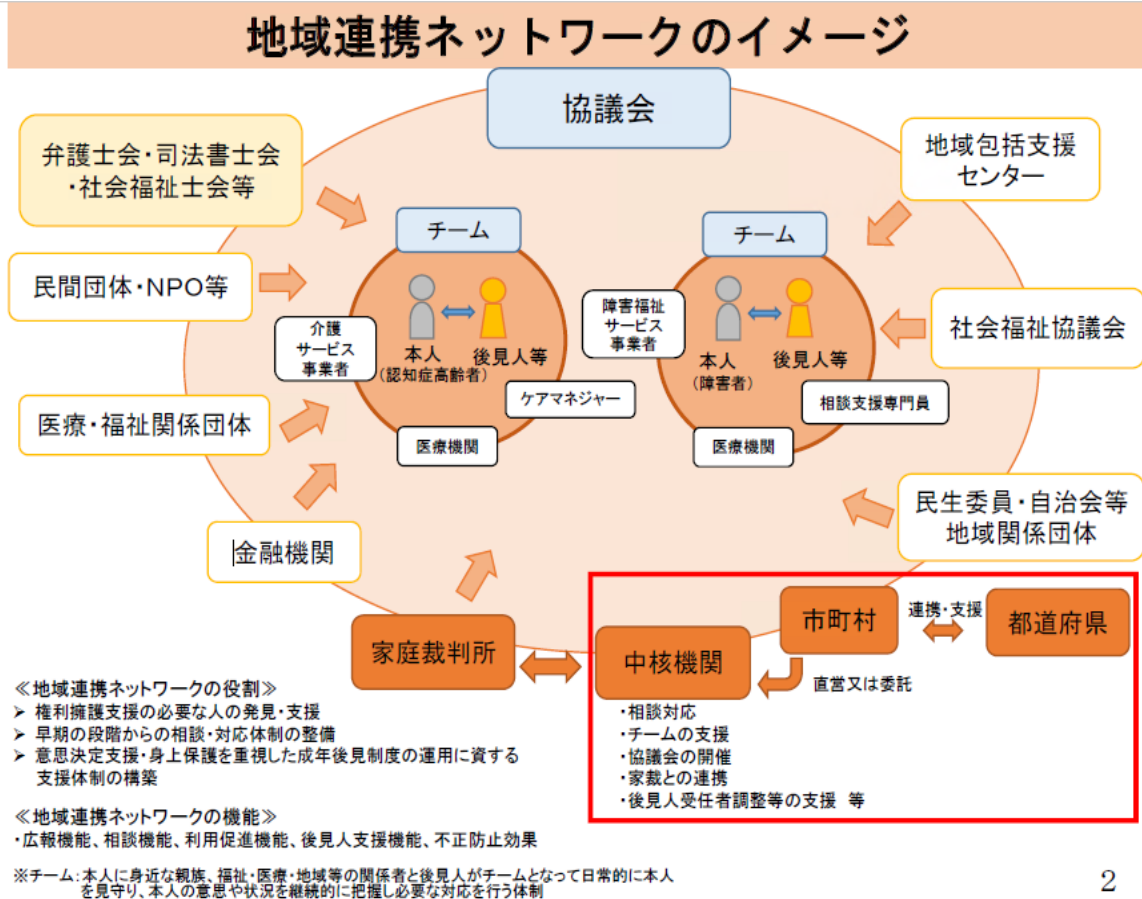
これらのことから地域全体で権利擁護に取り組むための保健・医療・介護・福祉・司法・行政等の関係機関等による地域連携ネットワークを構築し、ネットワークを発展させていくための協議会の設置について検討します。

#### ■主な取組■

地域連携ネットワークの整備	既存の組織などを含み、参加が望ましい人材を選定し、権利擁護の関係機関によるネットワークを有機的に構築します。ネットワーク会議等の開催や、ネットワーク間での情報共有を図ります。
協議会の設置	家庭裁判所、社会福祉協議会 弁護士・司法書士・社会福祉士等の参加者で組織し設置することを検討します。必要に応じて課題等を話し合います。
後見人等の支援	親族後見人や専門職後見人等に対し村が相談にのるなどの支援と不正防止の観点から必要に応じ助言・指

導を行います。

### ■地域連携ネットワークのイメージ■



2

資料：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

## 基本目標4 生涯を通じて自分らしい暮らしを実現できるまちづくり

制度の必要性を理解してもらえるように、より一層制度を普及・啓発していきます。  
更に、将来の財産管理や身の回りの支援に不安のある方が、元気なうちから任意後見制度を検討できるように支援します。

また、ひとり暮らしの増加や家族関係の希薄化により今後ニーズが高まると予想される終活支援等について、遺言作成やリビングウィル、アドバンス・ケア・プランニングなどの考えを取り入れながら検討します。

## 第5節 計画の推進体制

### (1)計画の推進

本計画では、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するた

めの取組や、支援体制について決めました。計画の推進に当たっては、行政、社会福祉協議会、家庭裁判所、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職、サービス事業所等と連携し、「権利擁護の地域連携ネットワーク」の構築を図ります。

また、地域包括ケアシステム及び、認知症総合支援事業など地域資源や他の施策とも横断的に重なりながら推進していきます。

## **(2)計画の進行管理**

本計画は、計画を立て (Plan)、実行 (Do)、進捗状況の点検・評価 (Check)、取組の改善 (Action) のPDCAサイクルに基づいて推進します。

そのため毎年度「宮田村高齢社会等懇話会」や成年後見制度利用促進に係る会議等へ事業の進捗状況を報告し、その検証に基づき必要に応じ改善や見直しなど必要な措置を講じていきます。その取り組みについては 広報や村ホームページなどを通じて公表します。